



No. 9
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成28年度第3回

一般国道27号
にしまいづる
西舞鶴道路

【再評価】

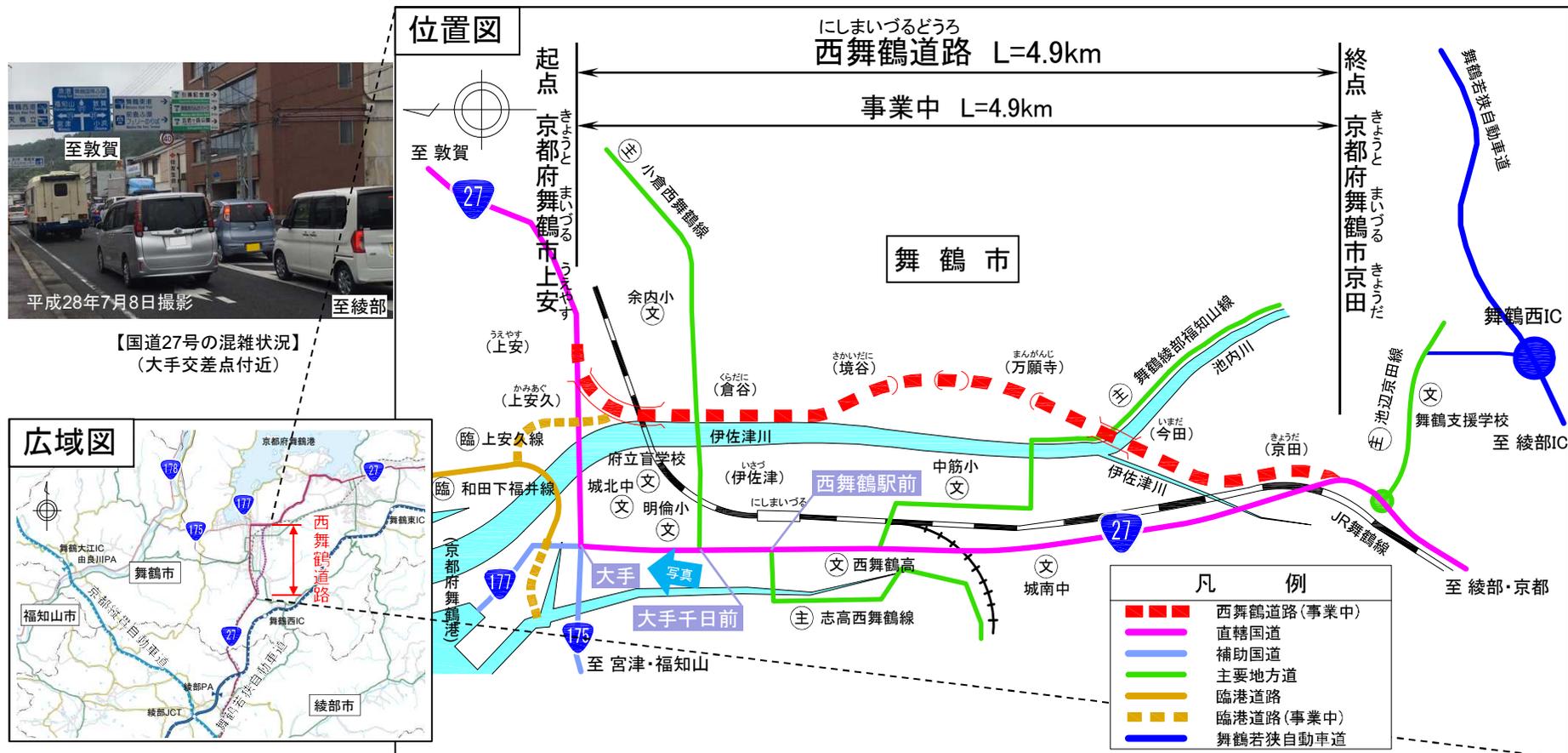
平成28年10月
近畿地方整備局

事業全体図

一般国道27号 西舞鶴道路

一般国道27号は、福井県敦賀市を起点に、京都府船井郡京丹波町に至る総延長約144kmの主要幹線道路であり、京都府北部地域、福井県嶺南地域の経済、産業、生活を支える重要な役割を担っています。

西舞鶴道路は、舞鶴市内の交通混雑の緩和、交通安全の確保、高速道路へのアクセス強化、緊急輸送道路としての機能向上を目的とした延長4.9kmの道路です。



事業の概要

一般国道27号 西舞鶴道路

事業の目的

- 交通混雑の緩和
- 交通安全の確保
- 高速道路へのアクセス強化
- 緊急輸送道路としての機能向上

事業の概要、進捗状況

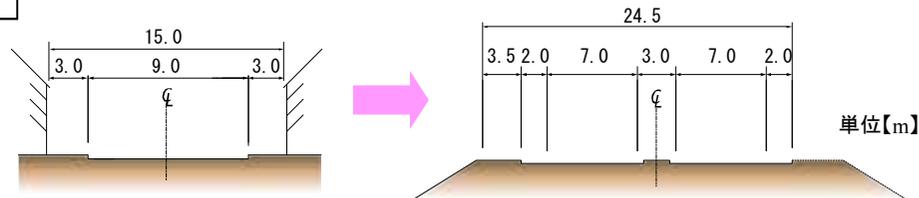
区間	(起) 京都府舞鶴市上安 (終) 京都府舞鶴市京田
道路延長	4.9km
構造規格	第3種第2級
設計速度	60km/h
車線数	4車線
標準幅員	24.5m(土工部)
計画交通量	22,500台/日
全体事業費	245億円
事業化	平成19年度
都市計画決定	平成3年2月
用地着手	平成25年度
事業進捗率	約8%(平成28年3月末現在)
用地取得率	約45%(面積ベース、同上)



標準断面図

【現況】(国道27号)

【整備後】



再評価の視点

一般国道27号 西舞鶴道路

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	前回再評価時点(H25年12月)から大きな変化なし	
2) 事業の整備効果	前回再評価時点(H25年12月)から大きな変化なし	
3) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B / C 1.7 残事業 B / C 1.8
4) 事業費の変化	前回再評価時点(H25年12月)から変化なし	
5) 地域における計画等	前回再評価時点(H25年12月)から大きな変化なし	
事業の進捗の見込みの視点	進捗率(事業費) 約8% 用地取得率(面積) 約45%	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	新技術・新工法の活用などを引き続き検討	

事業の進捗の見込みの視点

一般国道27号 西舞鶴道路

1) 事業の進捗状況

平成28年度事業内容

- ・現在、用地取得、調査・設計、京田地区改良工事を実施しています。

進捗状況

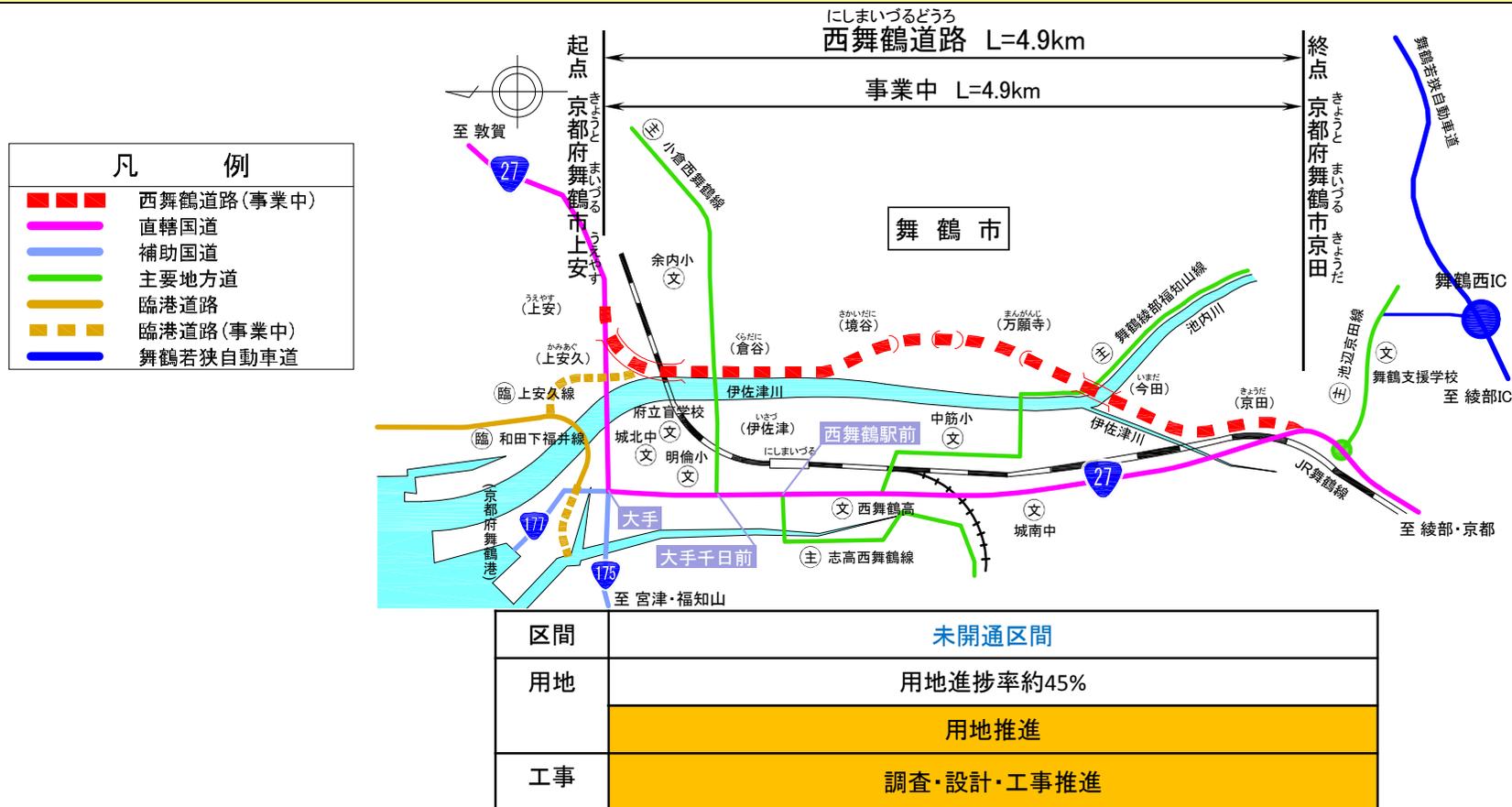
- ・平成27年度末までの進捗は、用地進捗率約45%（面積ベース）、事業進捗率約8%（事業費ベース）です。

事業進捗上の課題

- ・大きな課題はありません。

2) 今後の事業スケジュール等

- ・引き続き用地取得を推進するとともに、今年度から工事に着手し、早期の開通を目指します。



※用地取得率はH28年3月末時点の面積ベース。

■京都府知事

平成28年9月26日 8道計第352号

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

一般国道27号西舞鶴道路は周辺地域の交通渋滞の緩和、舞鶴若狭自動車道と京都舞鶴港とのアクセス改善が期待されており、対応方針(原案)のとおり、引き続き事業を推進し、京都縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道の全線供用など高速道路の整備が進んでいることから、早期の完成をお願いします。

◆沿線市町村の期待

■舞鶴市長

(期待する効果)

①交通混雑の緩和

- ・西地区市街地の慢性的な交通渋滞の緩和
- ・急病や火災に対するスムーズな救急活動を支援

②高速道路へのアクセス向上

- ・日本海側拠点港『京都舞鶴港』と舞鶴若狭自動車道とのアクセス向上
- ・倉谷工業団地、喜多工業団地とのアクセス向上

⇒物流ネットワークの向上により、産業振興、雇用促進へ期待

③交通安全の確保

- ・通過交通と生活道路の棲み分けにより、通学路などの安全確保
- ・歩道の設置による歩行者・自転車の安全確保

④災害に強い道路ネットワークの確立

- ・台風等による災害時の緊急避難・代替道路の確保
- ・浸水被害が発生した際の救援ルート役割

(取り組み)

- ・西舞鶴道路へ接続する、市道(引土境谷線)の整備
- ・西舞鶴道路の効果を最大限に生かすための臨港道路事業の促進
- ・京都舞鶴港の更なる利用促進(継続的なポートセールス、国際フェリー航路開設への取組)
- ・西舞鶴道路の必要性を周知する広報紙等による積極的な住民広報

西舞鶴道路は、事業の必要性等に関する視点に変更はなく、事業の進捗の見込みの視点から継続が妥当と判断できる。

引き続き事業を推進し、早期の供用を目指すことが適切である。

事業継続



国近整企画95号

平成28年9月8日

京都府知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について(依頼)

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成28年10月5日(水)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成28年9月26日(月)までに、別紙について貴職の御意見を承りたく依頼いたします。

※御意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
由良川直轄河川改修事業	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道27号西舞鶴道路	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



8 道 計 第 3 5 2 号
8 河 第 3 0 3 号
平成 2 8 年 9 月 2 6 日

国土交通省近畿地方整備局長
池田 豊人 様

京都府知事 山田 啓二



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成
に係る意見照会について（回答）

平成 2 8 年 9 月 8 日付け国近整企画第 9 5 号で意見照会のことについて、別紙のと
おり回答します。

京都府建設交通部

道路計画課 075-414-5250

河川課 075-414-5288

事業継続に関する京都府意見

【河川事業】

事業名	由良川直轄河川改修事業
意見	由良川直轄河川改修事業の事業継続の対応方針（原案）案に異論はありません。由良川沿川では、平成16年、25年、26年と、近年で3度の甚大な浸水被害が発生していることから、引き続き計画的に事業を推進し、早期完成に努めるようお願いします。また、事業の実施に当たっては更なる費用の縮減に努めるようお願いします。

【道路事業】

事業名	一般国道27号西舞鶴道路
意見	一般国道27号西舞鶴道路は周辺地域の交通渋滞の緩和、舞鶴若狭自動車道と京都舞鶴港とのアクセス改善が期待されており、対応方針（原案）のとおり、引き続き事業を推進し、京都縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道の全線供用など高速道路の整備が進んでいることから、早期の完成をお願いします。